

2025 年度 JPAF 強化指定選手選考基準および規定

2024 年 11 月 23 日

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下「本連盟」という）は、2025 年度 JPAF 強化指定選手の選考基準について以下のように定める。

1. 基本方針

- ・ 2025 年より強化指定選手の指定期間は年度ごととし、2025 年度強化指定選手の強化指定期間は 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日までとする。それに伴い、2024 年強化指定選手の強化指定期間を 2025 年 3 月 31 日まで延長する。
- ・ A 強化指定選手（以下、「A 強化」という）
国際大会でメダルを獲得できる可能性がある者で、常に日本を代表する選手としての意識を持って行動できる者。且つ、パラアーチェリーの発展に寄与出来る者。
- ・ B 強化指定選手（以下、「B 強化」という）
常に国内トップクラスの実力を保持し、一般選手の目標とされる選手となり国際大会で勝てる技術を身につける意思がある者。

2. JPAF 強化指定選手の条件

以下全てを満たす者を、2025 年度 JPAF 強化指定選手とする。

- (1) 国内クラス分けにおいて、'Confirmed' もしくは 'Review' と判定されている者。
国内クラス分け未受検者は、今後国内クラス分けを受検し、'Confirmed' もしくは 'Review' と判定された者
- (2) 誓約書および強化選手等行動規範の内容を厳守できる者
- (3) 本連盟の指定する形式の健康診断を受検または受検予定であり、世界アーチェリー連盟等が主催する国際大会（以下、国際大会）に参加する上で健康上の問題が無いとの医師の判断を受けた者
- (4) アンチ・ドーピングを理解し、対応ができている者
- (5) 選考に係る大会においてクラス分けで承認されていない補助用具を使用していない者、かつ、判定以外の部門に出場していない者。
- (6) 下記に定める選考基準に基づき強化指定選手候補となり、本連盟強化育成委員会、選手等選考委員会、理事会の承認を得た者

3. JPAF 強化指定選手選考基準

本連盟主催の今年度ア)、イ)の大会における 72 射 2 回分の合計得点を各カテゴリで作成し、各基準点をア)、イ)の大会で 1 回以上達成した者を、以下の人数で選出する。

ア) JPAF 杯パラアーチェリートーナメント大会 (以下、JPAF 杯) Qualification Round 72 射

イ) 全国身体障害者アーチェリー選手権大会 (以下、フェニックス杯) 72 射

上記ア)、イ)の合計点数が同点の場合は、「ア」の Qualification Round における順位がより上位の者を選考する。さらにア)の Qualification Round における順位が同位だった場合は、Elimination Round の順位が上位のものを選考する。

ア) またはイ) 或いは両方の大会が開催されなかった場合の選考基準は別途定める。

(1) A 強化候補

各カテゴリにて A 強化基準点を上回った者のうち上位最大 2 名を、A 強化候補とする。

A 強化基準点 (50m 及び 70mW ラウンド 72 射)

1	W1 オープン	男子	640 点
2		女子	580 点
3	リカーブオープン	男子	620 点
4		女子	580 点
5	コンパウンドオープン	男子	680 点
6		女子	665 点

(2) B 強化候補

各カテゴリにて A 強化候補に選出された者を除き、B 強化基準点を上回った者のうち上位 1 名を B 強化候補とする。B 強化は最大 1 名までとするが、A 強化が定員に満たない場合は、B 強化候補者の人数枠として最大 2 名まで追加する場合がある。

B 強化基準点 (50m 及び 70mW ラウンド 72 射)

1	W1 オープン	男子	600 点
2		女子	520 点
3	リカーブオープン	男子	580 点
4		女子	570 点
5	コンパウンドオープン	男子	660 点
6		女子	640 点

選考対象のア)・イ)の大会が開催されなかった場合の選考基準は、大会の中止が決定したのちに別途定める。

4. 強化事業（対象大会・国際大会・強化合宿等）について

（1）強化対象大会

- ・ A強化は以下の i～viiの大会に出場すること。B強化は、iとiiに出場すること。B強化のiiiへの参加は任意とする。
- ・ 両強化はiv～viiの中から1試合以上出場すること。
- ・ 強化指定選手に指定された者は、下記強化対象大会出場予定試合を強化育成委員会に必ず事前に申告すること。

強化対象大会

- i JPAF 杯パラアーチェリートーナメント大会（JPAF 杯）
- ii 全国身体障害者アーチェリー選手権大会（フェニックス大会）
- iii 2025 年度の事業計画にある国際大会（※B強化の参加は任意）
- iv 関東甲信越身体障害者アーチェリー選手権大会（又は、七沢杯、埼玉交流大会）
- v 近畿・東海身体障害者アーチェリー大会（又は、のじぎく杯）
- vi 中・四国身体障害者アーチェリー競技大会
- vii 九州身体障害者アーチェリー大会（又は、火の国杯）

※iv～viiの大会で上位大会が同日程の開催で、上位大会に参加する場合には、同日程の大会へ参加実績と同等とみなす。

また、出場予定試合が何らかの理由で開催されなかった場合はその旨を強化育成委員会に報告し、指示を仰ぐこと。

（2）国際大会

- ①世界選手権相当以上の大会：A強化のみ参加できるものとする。
※2025年度世界選手権は9月、韓国で開催予定
- ②ワールドランキングイベント相当大会：A強化・B強化ともに出場できるものとする。A→B強化の順に優先して派遣する。各強化指定内での優先順位は、「JPAF 杯 Qualification Round における順位」がより上位の者とする。
- ③A強化は連盟の指定する国際大会には必ず参加すること。A強化がやむを

得ない理由で国際試合の参加を見送る場合には、医師の診断書または所属長からの「欠席願い」等を必ず事前に強化育成委員会に提出すること。

その内容を本連盟強化育成委員会および理事会にて検討し判断する。

連盟の許可なく不参加の場合は即ち7，強化指定選手の指定解除（6）に該当するものとする。

④B強化のワールドランキングイベント相当大会への参加は任意とする。

⑤世界選手権相当以上の大会とワールドランキングイベント相当大会以外に、国際競技力向上や競技振興の一環として連盟として国際大会への派遣を行う場合がある。その際の選考基準等は別途定める。

（3）強化合宿（主に NTC で行う）

①強化指定選手は、本連盟が指定する強化合宿に全日程参加すること。やむを得ない理由で欠席する場合には、必ず事前に医師の診断書または所属長からの「欠席願い」等を強化育成委員会に提出すること。その内容を本連盟強化育成委員会および理事会にて検討し判断する。連盟の許可なく不参加の場合は即ち7，強化指定選手の指定解除（6）に該当するものとする。

②強化合宿の目的により、A強化のみ、又はB強化のみを対象とした強化合宿を実施する場合がある。

5，強化合宿及び国際大会での強化選手負担金

強化合宿	A強化	自己負担	本連盟より一部を助成する場合がある
	B強化	自己負担	本連盟より一部を助成する場合がある
国際大会	A強化	自己負担	本連盟より一部を助成する場合がある
	B強化	自己負担	本連盟より一部を助成する場合がある

※旅費交通費等を本連盟が負担する場合、強化費予算助成元の規定に準じた支払額とする。一部助成の場合は大会合宿によって助成額が変動する。

6，その他

（1）強化指定選手は連盟関連の合宿・国際試合に出場した場合、必ず連盟に個別の報告書を提出すること。提出様式等は別途定める。

（2）本連盟が指定する活動・行事（練習、ミーティング、記者会見、壮行会等）には必ず参加すること。ただし強化育成委員会が認めたものはその限りではない。

- (3) 本連盟が指定した国際大会・強化合宿では、本連盟が指定する競技ユニフォーム（日本代表チームユニフォーム等）を着用すること。
- (4) マスメディア関係（取材、CM、エキジビション等への出演、テレビ、ラジオ等への出演、新聞、雑誌等の取材）への対応においては本連盟「競技者等行動規範」を厳守すること。
- (5) 本連盟から依頼したメディア対応では、本連盟が指定した競技ユニフォームを着用すること。なお日本代表チームユニフォームを本連盟指定の行事以外に着用する場合は必ず事前に連盟に相談し可否を仰ぐこと。
- (6) 審判にクラス分けカードの提示を求められた場合、国際クラス分けカード保持する者は必ず国際クラス分けカードを提示すること。国内クラス分けカードのみ保有する者は国内クラス分けカードを必ず提示すること。

7. 強化指定選手の指定解除

下記（1）～（7）に該当する項目がある場合、強化指定選手の指定を解除する場合がある。強化育成委員会、選手等選考委員会および理事会の決議を経て決定する。ただし、（7）については、選手等選考委員会および理事会での決議は不要とする。

- (1) JPAF 種目別強化指定選手の条件の（1）～（6）に該当しない項目が生じた場合
- (2) 本連盟の定める定款・行動規範その他諸規程違反を犯した場合
- (3) 強化の方針・指示に従わない等、チーム行動に不適格と見なされる場合
- (4) 不適切な言動を行った場合
- (5) 活動が相当期間遂行できない事情（ケガを含む）が発生した場合
- (6) 参加が必要な事業に対し、正当な理由や報告なく欠席した場合
- (7) 強化指定選手から指定解除の申し出があった場合

選手は書面にて指定解除申し出の理由を理事会に説明すること。尚理事会は辞退の理由、実績、将来性等を総合的に評価し、次年度以降の選考の対象とするかを決定する場合がある。

8. 本規定に定めがない項目については理事会で協議の上決定する。